家庭保育室入室に関するチェックシート

※申請児童１人につき１枚ずつ記入してください。

児童名		年　月　日生	施設名 （申請第一希望）	

●下記の項目を確認し、チェック欄すべてに✔を記入の上、裏面の署名欄に署名をお願いします。

確認項目	確認欄
令和９（2027）年度家庭保育室入室手続のご案内をよく読みご理解の上、申請してください。	☐
虚偽の申請をした場合は、入室承諾を取消します。	☐
入室決定後に入室申請を取下げた場合及び入室決定を辞退した場合、次の利用調整（選考）から減算対象とします（年度末まで適用）。	☐
申請書や提出書類で不明な点について、職場や自宅に連絡してお聞きする場合があります。また、申請児童の健康状態・発達状況について、関係機関から聞取りをする場合があります。	☐
申請時に不足の書類がある場合は、各月の申請締切日までに提出してください。締切後に提出された書類は、次回の利用調整（選考）から反映します。	☐
申請後、家庭状況（就労状況等）に変更があった場合は、必要書類を提出してください。就労時間が短くなる等利用調整（選考）に影響がある場合、入室決定を取消しとする場合があります。取消後も申込みの継続を希望する場合、次回の利用調整（選考）から減算対象とします（年度末まで適用）。	☐
提出書類の内容について、入室決定した保育施設と情報の共有をします。	☐
住民税の情報が確認できない場合は、利用調整が同点となった場合の優先順位で不利になる場合があります（住民税の申告をしていない方は住民税の申告が必要です）。課税資料の提出がない方も同様に不利になる場合があります。	☐
家庭保育室申請及び利用の期間は最長で年度末までです（申請の取下げ及び保育を必要とする期間満了となった場合は、年度途中でも取下げ・退室となります）。翌年度４月以降の入室を希望する場合は、改めて申請が必要です。	☐
家庭保育室の入室決定を辞退する場合、「保育所等入園承諾辞退届・入園申込取下げ届」の提出が必要です。辞退の場合は必ず、入室日前日までに手続きをしてください。	☐
入室月に一度も通室しない（できない）場合は、事実が判明した時点で入室決定の取消し、または退室とする場合があります。	☐
保育所等と家庭保育室では保育内容（慣らし保育の期間・延長保育時間・延長保育利用開始年齢・行事・保育目標等）が異なります。また、保育施設によっては、保護者負担額（保育料）以外に実費徴収を行っている場合があります。家庭保育室を希望する際には、見学又は電話による説明を受けてください。	☐
家庭保育室で児童を保育することができるのは、「保育を必要とする事由」に該当している日及び時間のみです。冠婚葬祭、兄姉弟妹の学校行事等その他の事由については、原則保育の対象となりません。また、保育時間は、保護者の就労（就学、看護、介護等）時間及び通勤・通学時間を考慮した最低限の時間のみです。	☐

●家庭保育室と保育所等（保育園・地域型保育・認定こども園）を併せてお申込みの方はチェック ✔ をしてください。

希望する項目いずれかにチェックをしてください。

☐　①保育所等の入園が希望で、保育所等の入園承諾を受けた場合、家庭保育室の申請を取り下げる。

☐　②家庭保育室の入室が希望で、家庭保育室入室が決定した場合、保育所等の申請を取り下げる。

☐　③以下の希望の順で、家庭保育室・保育所等を希望します。

第１希望	第２希望	第３希望
第４希望	第５希望	第６希望
第７希望	第８希望	第９希望

裏面もご記入ください

●下記の項目をよく読み、項目ごとに「該当します」又は「該当しません」のどちらかに✔を記入してください。

確認項目	項目を読んで確認後、どちらかに✔してください
【育児休業中で申込みをする方】 ・育児休業中での申込みは、入園の翌月１日付け(４月入園の場合は６月１日付け)までに申込時点と同等以上の就労時間及び日数で復職してください(育児のための短時間勤務制度等利用の復職は可能ですが、就労日数の減少は認められません）。復職後は入園の翌月10日(４月入園の場合は６月10日)までに就労先より発行された復職日記載の◆就労証明書（☆）を提出してください。申込で提出した就労証明書と同等未満の場合や入園申込の要件を満たす期限までに復職しなかった場合、退園とします。	**該当します** 内容を了承しました ☐　**該当しません** ☐
【出産（入園希望月又は入園月前後２か月に出産予定）の方】 保育を必要とする事由を「出産」で申込む場合 ・保育実施期間は、出産予定月とその前後２か月の最長５か月間です。この保育実施期間終了時に退園となり、継続入園は認められません。保育実施期間終了後に保育所等の入園を希望する場合は、改めて申込みをしてください。	**該当します** 内容を了承しました ☐　**該当しません** ☐
保育を必要とする事由を「出産」**以外**（「就労」等）で申込む場合 ・保育実施期間を小学校就学前まで希望する場合は、「出産」以外の事由で申込みをしてください。 ・出産予定月から２か月経過後、申込時の保育を必要とする事由(「就労」等)を開始し、必要書類（◆就労証明書（☆）等）を提出してください。育児休業を取得した場合、いかなる理由であっても退園とします。	**該当します** 内容を了承しました ☐
【出産前の子どもの入園申込みをする方】 ・出産前でも入園申込みができますが、出産が遅れる等の理由により、入園希望月の１日の時点で、希望する保育所等の入園年齢要件を満たさない場合は、入園承諾取消となり、翌月以降に改めて選考が行われます。	**該当します** 内容を了承しました ☐　**該当しません** ☐

☆…草加市の書式で提出してください。◆…就労先で記入してもらってください。

草加市長　宛て

本同意書の記載事項を確認し、同意します。

また、証明書類が提出できない場合や、期間が終了した場合は退室いたします。

令和　　年　　月　　日

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿